

法務局の地図作成事業とは

- 登記記録には、不動産の物理的状況（地目、地積等）及び権利関係を記録

登記記録だけでは、その土地が現地のどこに位置し、どのような形状を有しているかが明らかにはならない。

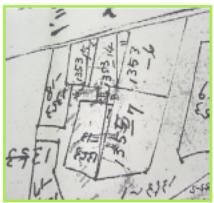
土地の位置・区画（筆界）を明確にするため、登記所に地図を備え付ける事業を、全国で実施中

- 精度の高い官民が利用可能な地図情報は、**土地の重要な情報基盤**（所有者不明土地等対策関係閣僚会議）

○地図が整備されていないと、**不動産の流通や公共事業の円滑な実施**が妨げられるほか、**道路・下水道整備等の社会基盤の整備**にも支障を来し、**都市再生の支障**となるなど種々の弊害が生ずる。

→ **法務局が、政府方針（骨太2022等）に基づき、10か年計画を（H27～）策定し、全国で整備中**

公団（精度低い）



登記所備付地図（精度高い）



① 全国実施型作業（H27～10か年計画）

○全都道府県の都市部～R6に、合計200km²

② 大都市対応型作業（H27～10か年計画）

○大都市部のみ～R6に、合計30km²

③ 復興対応型作業（3か年計画、5か年計画）

○東日本大震災 R3～R5で、合計5.4km²

○平成28年熊本地震 R2～R6で、合計3.6km²

役割分担

※法務局地図予算政府案

約46億2千万円（R5年度）

- 法務局の地図作成事業と地籍調査事業の棲み分け

地籍調査

非DID
(377,976km²/96.6%)

DID
(13,250km²/3.4%)

法務局の
地図作成事業

地図混乱地域

実績と成果

- 平成16年度～令和4年度で、**全国合計約336km²の地図を整備済み**

→ **土地取引の活性化、公共事業の円滑化、被災地の復興の加速化**

- 令和5年度から、国の予算措置により、**筆界保全標の設置を開始**

※住民説明会での資料配布や法務省ホームページでの情報発信等、周知広報

→ **紛争予防、土地管理の負担軽減、公共事業実施時のコスト低減**

- 地図作成事業の**経済効果**は、**予算規模の約7倍**（推計）

→ **都市開発・地域発展の基盤、成長戦略の礎として高い効果**

○成果事例 <愛媛県道後温泉、広島市民球場>



道路整備が実現し、町並み改善、観光客増加



用地買収が加速し、開発工事が大きく進展

○地図情報の活用例



- ・G空間情報センターを介し、インターネットで無償公開開始（令和5年1月～）
- 生活・公共サービス関連情報との連携民間活力も活用し、社会の利便性向上

課題

- 地図整備率は国土の58%にとどまっており、特に、法務局が作業を担う困難度の高い地区が多い**大都市部（政令指定都市等）の整備が遅れている**。

○地方では、作業困難度が高ても、費用対効果の観点から**優先度・緊急性の高い地区や、防災・減災の観点から必要な高い地区の整備加速**が望まれている。

○地図作成に当たり、人手による調査手法（立会い、測量）が用いられてきたが、近時の技術の更なる進展を踏まえ、**作業の一層の効率化を図る余地**がある。

検討の方向性

- 次期整備計画（R7～）の策定に向けて、具体的な方向性を検討中
- ①**大都市部の困難地域での重点実施**、②**防災・減災対応等の新規ニーズ**への対応、③**最新デジタル機器**（ドローン等）の積極活用など、法務局の専門性を活かしつつ**事業の質**に着目した**重点化・効率化**を検討
- 関係団体等へヒアリングを実施するなど、課題・ニーズを適切に把握の上、**次期整備計画（R7～）の策定**に向けて、**新たな整備の基本方針をR5年度中に策定**

相続登記の申請義務化の施行に向けた準備状況について

<相続登記の申請義務化（令和3年不動産登記法改正で規定された新しいルール）の内容【令和6年4月1日施行】>

- 相続で不動産を取得した相続人に対し、取得を知った日から3年内に、相続登記の申請を義務付ける。正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、**10万円以下の過料の適用対象**。施行日前の相続でも、未登記であれば、義務化の対象（猶予期間あり）。
- 相続人が申請義務を簡易に履行できるよう、負担の軽い新たな手続（**相続人申告登記**）を創設する。

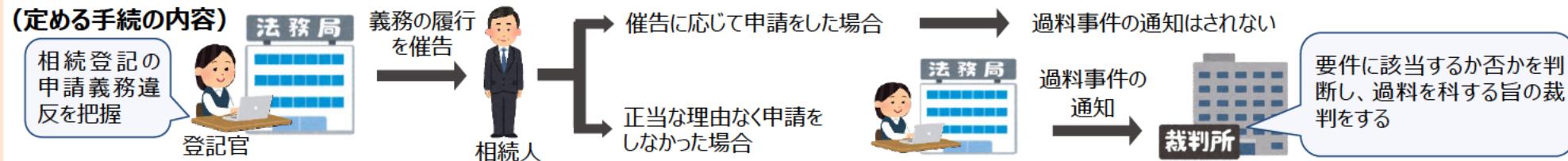
上記新制度の施行に向け、以下の環境整備策や運用方針等を明らかにした「**相続登記の申請義務化の施行に向けたマスタープラン**」**を公表**（本年3月22日）。本マスタープランも踏まえ、環境整備や周知・広報を随時実施しつつ、省令等の策定に向けて準備中。

相続登記の申請義務化に向けて進める環境整備

- 相続登記が放置されやすい価額100万円以下の土地に係る相続登記等について、**登録免許税の免税措置**を実施中（令和4年4月1日～令和7年3月31日）
- 利用者目線で**相続登記の申請手続や必要な資料等を案内する冊子（「登記手続ハンドブック」）**を法務局ホームページで公開
- 全国の法務局で、電話・ウェブ会議・対面による**相続登記の手続案内の実施**や、専門資格者団体と連携した相談先情報の提供
- **相続人申告登記の申出手続**は、相続人本人も申出が可能となるよう、**相続登記の申請手続と比較して、簡略化**したものとする。
 - ・書面による方法に加え、負担の軽いオンラインによる方法を認める。単純な相続の事案では、ウェブ上で申出を完結することができるものにしていく。
 - ・申出に必要となる添付情報として、戸籍関係を必要とする範囲を限定する。提供の負担を軽減する方策（添付省略等）の導入も、併せて検討していく。

申請義務化の運用方針の決定

- 国民の自発的登記申請を促しつつ、法務局における運用の透明性・公平性を十分に確保する。省令・通達を早期に定めて公表予定
- 登記官が申請義務違反の事実を把握しても、**直ちに裁判所への通知（過料通知）は行わず、あらかじめ申請義務を負う者に催告を実施**する。催告に応じて相続登記を申請した場合は、過料通知は行わない。



- 「**正当な理由**」が認められる類型を明示。これらに該当しない場合でも、登記官が個別事情を丁寧に確認して、判断する。
①相続人が極めて多数に上る場合 ②遺言の有効性等が争われる場合 ③重病等である場合 ④DV被害者等である場合 ⑤経済的に困窮している場合

相続登記の申請義務化に向けた周知・広報

- 住民に身近な**自治体、専門資格者団体、福祉・経済団体等**と連携し、一段ときめ細やかな幅広い周知・広報を、政府を挙げて実施

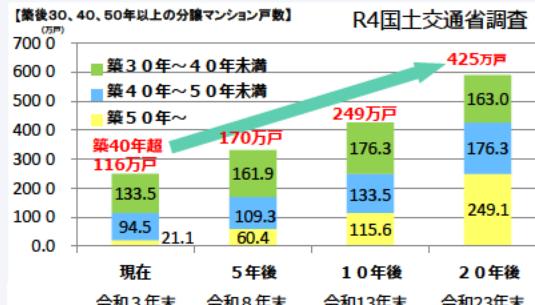
区分所有法制の見直しに向けた検討について

課題

- 今後、老朽化したマンション（区分所有建物）が急増していく見込み
- 高経年区分所有建物の増加と区分所有者の高齢化を背景に、相続等を契機として、区分所有建物の所有者不明化や区分所有者の非居住化が進行

※区分所有建物には、マンションのほか、商業ビル・長屋なども含まれる。

- 不明区分所有者等は決議において反対者と扱われ、決議に必要な賛成を得るのが困難
- 特に、建替え等の区分所有建物の再生の意思決定は、要件が厳格で更に困難
→ 区分所有建物の管理不全化を招くとともに、老朽化した区分所有建物の再生が困難に
- 被災して大きなダメージを受けた区分所有建物についても建替え等の要件が厳しい
上に、被災区分所有法に基づく災害指定政令の施行後1年以内に決議が必要
→ 被災区分所有建物の再生に必要な賛成を得るための時間が足りず、円滑な復興に支障
- ➡ 区分所有建物の管理・再生の円滑化、被災建物の再生の円滑化に向けた区分所有法制の見直しは、喫緊の課題
- ➡ 次期通常国会での区分所有法等の改正案の提出に向け、検討を進める



決議事項	多数決要件 (注)
共用部分(外壁・通路など)の管理	過半数
共用部分や規約の変更	4分の3
建替え	5分の4
区分所有関係の解消(取壊し、建物と敷地の一括売却など)	全員同意

(注)区分所有者や議決権の総数を分母とする

主な論点

管理の円滑化

- 集会の決議を円滑化するための仕組み
(不明区分所有者の決議の母数からの除外等)
- 所有者不明・管理不全の区分所有建物の管理に特化した財産管理制度
- 共用部分の変更決議を円滑化するための仕組み
など

再生の円滑化

- 建替えを円滑化するための仕組み
(建替え決議の多数決要件の緩和等)
- 区分所有関係の解消・再生のための新たな仕組み (多数決による建物・敷地一括売却や建物取壊し等)
など

被災区分所有建物の再生の円滑化

- 建替え・建物敷地売却決議等の多数決要件の緩和
- 大規模一部滅失時の決議可能期間の延長
など